

北海道意欲と能力のある林業経営者登録申請手続要領

第1 趣旨

北海道意欲と能力のある林業経営者公募要綱（平成31年4月1日付け林業木材第1489号。以下「要綱」という。）に基づく林業事業体の登録申請等の取扱いについては、この要領に定めるところによる。

第2 登録の申請

- 1 要綱第4の林業事業体は、別記第1号様式による申請書及び経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域（市町村）の届出書を北海道林業事業体登録手続要領第2の規定により申請した総合振興局長、振興局長又は水産林務部長（以下振興局長等）という。）に提出するものとする。
- 2 申請にあたっては、以下の書類を添付するものとする。
 - (1) 主伐と再造林のどちらか一方を行わない林業事業体の場合は、もう一方を実施する他の登録林業事業体との連携協定書等。
なお、造林、保育、素材生産等の施業に関する項目については、請負先及び連携先も含めて判断するため別記第1-2号様式を提出しなければならない。
 - (2) 北海道林業事業体登録実施要綱により登録されてから3年以上経過していない登録林業事業体においては、素材生産又は造林・保育に関して3年以上の事業実績、又は所属する現場作業職員の3年以上の現場従事実績等を有することを証する書類（請負契約書、雇用契約書等の写し）。
 - (3) 認定事業主（林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）に基づく改善措置計画の認定を受けた林業事業体）以外の林業事業体については、同法第4条に基づく北海道の基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に準ずる取組にかかる別記第3号様式。
 - (4) リスクアセスメントを実施した報告書等の写し。
 - (5) 直近の事業年度における経理状況が良好であることを証する書類（法人においては、貸借対照表、収支計算書の写し又はこれらに類する書類、個人の場合においては、青色申告書、納税証明書の写し又はこれらに類する書類）。
 - (6) 前号を満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士による今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できる経営診断書等。
- 3 本条で定める申請書類を書面により提出する場合の提出部数は、1部とする。ただし、申請者は申請書類の写しを控えとして保管しておくものとする。
また、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。（以下電磁的記録という。））により提出する場合は、送信した電子的記録（送信履歴を含む。）を保存しておくものとする。
- 4 申請書類は、書面又は電磁的記録により提出するものとし、書面により提出する場合は、提出時に、振興局長等より担当者の記名、收受印を押印した申請書の

書の写しの交付を受けるものとする。

また、電磁的記録により提出する場合は、電磁的方法で、受理した旨の通知を受けるものとする。

第3 変更等の届出

- 1 要綱第7の第1項の届出は、北海道林業事業体登録手続要領第3による届出をもって届出があったものとみなす。
- 2 要綱第7の第2項の届出は、別記第4号様式により行うものとし、提出先については、第2の第1項の規定を準用する。

第4 請負先及び連携先等の変更の届出

要綱第8の届出は、別記第5号様式により行うものとし、提出先については、第2の第1項の規定を準用する。

第5 達成状況の報告

要綱第9の報告は、別記第6号様式により行うものとし、提出先については、第2の第1項の規定を準用する。

第6 登録の取消申請

要綱第11の第1項第4号の取消の申請は、別記第7号様式により行うものとし、提出先については、第2の第1項の規定を準用する。

第7 登録の更新

要綱第5の第3項の規定による登録の更新は、登録の有効期間が満了する日の90日前から30日前までに、別記第1号様式の申請書により行うものとし、提出先等については、第2の規定を準用する。

北海道「意欲と能力のある林業経営者」登録申請書

(元号) 年 月 日

北海道知事 様

申請者	郵便番号	〒	—
	住所		
	氏名又は名称		
	代表者職・氏名		
	登録林業事業体 登録番号	注) 登録がない場合、申請できません。	
	改善措置計画 認定番号	認定事業主である場合は、別記第3号様式の省略可	

申請担当者 連絡先	職氏名	
	電話番号	

登 録

北海道意欲と能力のある林業経営者の 登録の更新 を受けたいので、

北海道意欲と能力のある林業経営者公募要綱第4の規定により、
申請します。

- ◎ 北海道意欲と能力のある林業経営者公募要綱第4の規定により経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域(市町村)を別記様式第2号により提出して下さい。
- ◎ 北海道意欲と能力のある林業経営者公募要綱別表1(以下「別表1」という)及び同要綱別表2(以下「別表2」という)に定める「登録基準評価項目」の基準を満たしていることを証する書類を提出して下さい。
なお、別表1の1の(2)から(6)及び別表2の1の(1)から(4)について、1年以内に基準を満たすことが確実に見込まれることとして、本申請を行う場合は、北海道意欲と能力のある林業経営者公募要綱第9の規定に基づき、公表の日から1年以内に別記第6号様式に基づき、達成状況を報告してください。

◎ 確認項目

- 北海道林業事業体登録実施要綱第6の第1項の規定により登録簿に登録し、同要綱第10の規定により水産林務部林業木材課のホームページで公表している情報を北海道意欲と能力のある林業経営者公募要綱第5の規定の登録等に利用すること。

上記について、同意します。

注) 申請する際は、同意が必要となります

◎ お知らせ

- 北海道意欲と能力のある林業経営者公募要綱第5の規定により登録を受けると道のホームページ上で公表されますことをご了解ください。

- ホームページ上での公表をもって申請者への登録通知に代えさせていただきますが、希望により文書による通知をいたしますので、文書による登録通知が必要な場合は、次によりお知らせください。

文書による登録通知の送付を希望します。

注) 送付を希望する場合はチェックをいれてください。

※ 申請者は記入しないでください。

(総合)振興局 担当者

(收受印)

1 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められる基準

登録基準

以下の(1)～(8)の項目の基準をすべて満たしている必要があります。ただし、(2)～(6)に関しては、1年以内に各項目の基準を満たすことが確実に見込まれる場合を含むことができます。((3)の②「森林施業プランナーの育成」を除く)

なお、造林、保育、素材生産等の施業に関する項目については、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員による施業のほか、他者への請負による施業又は連携する場合も含めて判断します。

(1) 生産量の増加又は生産性の向上

①素材生産量(m³)の増加目標

I 事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により林業生産を行う場合

区分	前年度実績 (元号)		年度	5年後の目標 (元号)		年度
	天然林	人工林	計(A)	天然林	人工林	計(C)
主伐						
間伐						

素材生産量(m ³)	
前年度	5年後

登録基準	
素材生産に関し、生産量を5年間で2割以上増加させる目標を有していること、又は生産性を5年間で2割以上向上させる目標を有していること。	
素材生産量が5,000m ³ /年以上の実績を有する場合は、5,000m ³ /年を維持する生産量又は生産性が間伐8m ³ /人日、主伐11m ³ /人日以上の実績を有する場合は、間伐8m ³ /人日、主伐11m ³ /人日を維持する生産性目標を有していること。	

II 他者への請負又は連携により林業生産を行う場合

区分	前年度実績 (元号)		年度	5年後の目標 (元号)		年度
	天然林	人工林	計(B)	天然林	人工林	計(D)
主伐						
間伐						

増加率(%) (C+D)/(A+B)	

②生産性(m³/人日)の向上目標

I 事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により林業生産を行う場合

区分	前年度実績 (元号)		年度	5年後の目標 (元号)		年度
	間伐 (E)	主伐 (F)		間伐 (I)	主伐 (J)	
天然林						
人工林						

間伐の生産性 (m ³ /人日)	
前年度(M)	5年後(N)

主伐の生産性 (m ³ /人日)	
前年度(O)	5年後(P)

II 他者への請負又は連携により林業生産を行う場合

区分	前年度実績 (元号)		年度	5年後の目標 (元号)		年度
	間伐 (G)	主伐 (H)		間伐 (K)	主伐 (L)	
天然林						
人工林						

向上率(%)	
間伐 (N/M)	
主伐 (P/O)	

(2) 主伐後の再造林の確保

①主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制

区分	主伐	主伐後の再造林	提出書類
事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員による体制			両方○の場合は、不要
他者への請負又は連携による体制			連携協定書の写し等

実行体制	

登録基準	
主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員による体制を有すること。(連携協定書の写し等により一体的に実施できる体制を確保することを含む。)	

※主伐と再造林のどちらか一方を行わない民間事業者の場合は、もう一方を実施する他の民間事業者との連携協定書の写し等の提出が必要です。

②主伐後に適切な更新を行うこと。また、他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけ

※「適切な更新」については、市町村森林整備計画等を踏まえつつ、林地生産力が比較的高く傾斜が緩やかな人工林において主伐を行う場合は再造林を基本とする。

(3) 生産や造林・保育の実施体制の確保

①素材生産又は造林・保育に関して3年以上の事業実績

区分	北海道林業事業体登録		提出書類
	素材生産	造林	
登録から3年以上			○の場合は、不要
登録から3年未満			3年以上の実績を証する書類 (請負契約書、雇用契約書の写し等)

登録基準	
3年以上の事業実績等を有すること。	

②森林施業プランナーの育成

登録基準

(育成に努めることとした場合の参加予定研修等)

【上記②で「森林施業プランナーの育成に努める。」とした場合は、以下の例を参考に、参加予定研修等を記載してください。】
 (記入例)
 (元号)年度 北海道主催 森林施業プランナー育成研修(基礎)

森林施業プランナーを有すること又は育成に努めること。(研修会等の受講を含む。)

(4) 雇用管理の改善及び労働安全対策

①林業労働力の確保の促進に関する法律第4条に基づく北海道の基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組又はこれに準ずる取組の実施

登録基準

区分	提出書類
認定事業主	不要
認定事業主以外	別記第3号様式

左記の項目をすべてを満たしていること。

②リスクアセスメントの導入

提出書類	リスクアセスメントを実施した報告書等の写し
------	-----------------------

(5) 生産管理又は流通合理化等

①作業日報の作成・分析による進捗管理	
②生産工程の見直しによる適切な生産管理	
③作業システムの改善等の適切な生産管理	
④製材工場等需要者との直接的な取引の原木の安定供給・流通合理化	
⑤木材流通業者や森林組合系統などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷等の原木の安定供給・流通合理化	
⑥その他()	

登録基準

左記のいずれかに取り組んでいる又は取り組みを計画していること。

【上記①から⑥で既に取り組んでいる場合は取り組みの内容を、取り組みを計画している場合は計画の内容を記載してください。】

(6) 造林・保育の省力化・低コスト化

①伐採・造林の一貫作業システムの導入	
②コンテナ苗の使用	
③低密度植栽	
④列状間伐の導入	
⑤その他()	

登録基準

左記のいずれかに取り組んでいる又は取り組みを計画していること。

【上記①から⑤で既に取り組んでいる場合は取り組みの内容を、取り組みを計画している場合は計画の内容を記載してください。】

(7) コンプライアンスの確保

①労働災害の防止や労働条件の改善などに関する法令等を遵守していない。

- 法令上の義務がない場合等を除き以下の取り組みが必要です。
- ・現場作業職員等に対する、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育
 - ・労働者災害補償保険の加入(一人親方等の特別加入を含む)。
 - ・健康保険法第48条の規定による届出
 - ・厚生年金保険法第27条の規定による届出
 - ・雇用保険法第7条の規定による届出

登録基準
左記の項目のいずれにも該当しないこと。

②業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで訴訟を提起されたときから1年間を経過していない。

③国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている。

(8) 常勤役員の設置

法人においては常勤の役員の設置

※ただし、常勤の役員を設置していない法人については、森林経営管理法の施行日(平成31年4月1日)から起算して3年を経過した日以後最初に招集される総会等の時までには設置するよう取り組む場合には、常勤の役員が設置されているものとして扱います。

登録基準
法人においては、左記の項目を満たしていること。

2 経営管理を確実に行うに足る経理的な基礎を有すると認められる基準

登録基準
以下の(1)及び(2)の項目の基準をすべて満たしている必要があります。

(1) 直近の事業年度における経理状況

直近の事業年度における貸借対照表、収支計算書又はこれらに類する書類に記載された経理状況が良好であること。

I 法人の場合

提出書類	登録基準
登録基準を確認できる直近の事業年度の貸借対照表、収支計算書等	①直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でないこと(債務超過でないこと)。 ②経常利益金額等(損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額)が直近3年間において全てマイナスという状態になっていないこと。

※これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付するなど今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることを証明すること。

II 個人の場合

提出書類	登録基準
登録基準を確認できる直近の青色申告書の写し、納税証明書等	①直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないこと。 ②直近3年間の所得税の納税がすべてゼロとはなっていないこと。

※これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付するなど今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることを証明すること。

(2) 経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理を他と分離できること。

(以下余白)

注)本書は、北海道「意欲と能力のある林業経営者」登録申請書(別記第1号様式)に添付する請負先または連携先が記載する様式です。

請負先 又は 連携先	郵便番号	〒
	住所	
	氏名又は名称	
	代表者職・氏名	
	登録林業事業体 登録番号	
	改善措置計画 認定番号	認定事業主である場合は、別記第3号様式の省略可

1 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められる基準(他者への請負による施業又は連携する場合)

登録基準	
北海道意欲と能力のある林業経営者公募要綱別表2に定めるところにより、(1)~(5)の項目の基準をすべて満たしている必要があります。ただし、(1)~(4)に関しては、1年以内に各項目の基準を満たすことが確実に見込まれる場合を含むことができます。	

○ 生産量及び生産性

① 素材生産量(m³)

区分	前年度実績(元号)			5年後予定(元号)		
	天然林	人工林	計	天然林	人工林	計
主伐 間伐						

注)登録申請書別記第1号様式の(1)①IIに転記して下さい。

② 生産性(m³/人日)

区分	前年度実績(元号)		5年後予定(元号)	
	間伐	主伐	間伐	主伐
天然林 人工林				

注)登録申請書別記第1号様式の(1)②IIに転記して下さい。

(1) 素材生産や造林・保育の実施体制の確保

素材生産又は造林・保育に関して3年間以上の事業実績

区分	北海道林業事業体登録		提出書類
	素材生産	造林	
登録から 3年以上			○の場合は、不要
登録から 3年未満			3年以上の実績を証する書類 (請負契約書又は雇用契約書の写し等)

登録基準
3年以上の事業実績等を有すること。

(2) 雇用管理の改善及び労働安全対策

① 林業労働力の確保の促進に関する法律第4条に基づく北海道の基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組又はこれに準ずる取組の実施

区分	提出書類
認定事業主	不要
認定事業主以外	別記第3号様式

登録基準
左記の項目をすべてを満たしていること。

② リスクアセスメントの導入

提出書類	リスクアセスメントを実施した報告書等の写し
------	-----------------------

(3) 生産管理又は流通合理化等

①作業日報の作成・分析による進捗管理	
②生産工程の見直しによる適切な生産管理	
③作業システムの改善等の適切な生産管理	
④製材工場等需要者との直接的な取引の原木の安定供給・流通合理化	
⑤木材流通業者や森林組合系統などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷等の原木の安定供給・流通合理化	
⑥その他()	

登録基準
左記のいずれかに取り組んでいる又は取り組みを計画していること。

(4) 造林・保育の省力化・低コスト化

①伐採・造林の一貫作業システムの導入	
②コンテナ苗の使用	
③低密度植栽	
④列状間伐の導入	
⑤その他()	

登録基準
左記のいずれかに取り組んでいる又は取り組みを計画していること。

(5) コンプライアンスの確保

①労働災害の防止や労働条件の改善などに関する法令等を遵守していない。 法令上の義務がない場合等を除き以下の取り組みが必要です。 ・現場作業職員等に対する、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育 ・労働者災害補償保険の加入(一人親方等の特別加入を含む)。 ・健康保険法第48条の規定による届出 ・厚生年金保険法第27条の規定による届出 ・雇用保険法第7条の規定による届出	
②業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときか1年間を経過していない。	
③国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている。	

登録基準
左記の項目のいずれにも該当しないこと。

(以下余白)

別記第3号様式

労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に準ずる取組

申請書1の(4)の取組事項について、以下のとおり申請します。

取 組 項 目		登録基準
現場作業員の常用化などの雇用の安定化		左記のいずれかに取り組んでいる又は取り組みを計画していること。
月給制度の導入		
週休2日制の導入		
計画的な研修実施などの教育訓練の充実		
退職金共済への加入などの福利厚生の実施		
防護具の着用徹底		
作業現場の安全巡回		
労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導等の労働安全対策		
その他()		
その他()		
その他()		
備 考		

登録事項変更届

(元号) 年 月 日

北海道知事 様

〒 ー
住 所

届出者 氏名又は名称
代表者職・氏名

次のとおり、経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域(市町村)を変更したいので、
「北海道意欲と能力のある林業経営者公募要綱」第7の第2項の規定に基づき届け出ます。

変 更 の 理 由	
備 考	※本書の届け出に当たっては、別記第2号様式を添付すること。 なお、別記第2号様式の記載に当たっては、引き続き、経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域(市町村)も含めて記載すること。

請負先及び連携先等変更届

(元号) 年 月 日

北海道知事 様

〒 ー
住 所

届出者 氏名又は名称
代表者職・氏名

次のとおり、請負先及び連携先等を変更したいので、「北海道意欲と能力のある林業経営者公募要綱」第8の規定に基づき届け出ます。

変 更 の 理 由	
備 考	※本書の届け出に当たっては、連携協定書の写しを添付すること。

達成状況報告書

(元号) 年 月 日

北海道知事 様

〒 ー
住 所
届出者 氏名又は名
称
代表者職・氏名

「北海道意欲と能力のある林業経営者公募要綱」第9の規定に基づき達成状況を報告します。

基 準	経過措置適用項目	達 成 状 況
別表1の1の(2) 主伐後の再造林の確保		
別表1の1の(3) 別表2の1の(1) 素材生産や造林・保育の実 施体制の確保		
別表1の1の(4) 別表2の1の(2) 雇用管理の改善及び労働安 全対策		
別表1の1の(5) 別表2の1の(3) 生産管理又は流通合理化等		
別表1の1の(6) 別表2の1の(4) 造林・保育の省力化・低コスト 化		
備 考	※申請時に提出が猶予されていた添付書類がある場合は、本書に添付すること。	

登録取消申請書

(元号) 年 月 日

北海道知事 様

〒 ー
住 所

届出者 氏名又は名称
代表者職・氏名

意欲と能力のある林業経営者の登録を取り消したいので、「北海道意欲と能力のある林業経営者公募要綱」第11の第1項第4号の規定により、申請します。

取消申請の理由	
備 考	